

第2章 成績評価、単位の認定及び卒業に関する事項

(科目履修にかかわる制限)

第1条 次の各号の条件を満たした場合は、各号に掲げる科目履修に進むことができる。

- (1) 1年次の基礎看護学実習Ⅰの単位修得ができた場合、2年次の科目
- (2) 2年次の基礎看護学実習Ⅱの単位修得ができた場合、成人看護学実習Ⅰ、Ⅱ、老年看護学実習Ⅰ

(成績評価の基準)

第2条 科目の成績評価は、1科目100点満点として優(80点以上)、良(70点以上79点以下)、可(60点以上69点以下)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。

- 2 授業の出席時間数が別表第1号に掲げる各授業科目時間数の3分の2の出席をもって評価を受けることができる。
- 3 前項に達しなく評価を受けられない場合でも、その理由が正当なものであり、校長が必要と認めた補習を行った場合は、この限りではない。
- 4 科目試験の成績が第1項に規定する合格に達しない者に対しては、当該授業科目について再試験、再実習を行うことができる。
- 5 科目試験を欠席した者又は臨地実習の出席時間数が3分の2に達しないため評価を受けられない者で、その欠席の理由が正当であると認められる場合は、追試験又は追実習を行うことができる。
- 6 科目試験は1科目45分で実施し、100点満点とする。
- 7 授業時間とテスト時間の取扱については、テスト時間は講義時間に含まない。
- 8 科目試験は授業科目終了毎に行う。
- 9 1科目の試験は試験開始から15分以内の遅刻は受験することができる。
- 10 1科目を複数講師が担当する場合はその科目の3分の2以上の出席があれば試験を受けることができる。
- 11 1科目を複数講師が担当する場合は、合計100点満点とし、各々の講師に按分し複数講師全体による評価とする。

(追試験・追実習)

第3条 前条第5項の規定による追試験又は追実習を受けようとする者は、追試験願・追実習願(【成】第1様式)を期日までに提出し、校長の許可を受けるものとする。

- 2 前条5項中の、その欠席の理由が正当であると認められる場合は、次に掲げる理由とする。ただし、事前連絡を原則とする。

- (1) 本人の病気による欠席の場合
 - (2) 災害等不測の事態により通常の通学手段による交通事故障害の場合
 - (3) 近親者の死亡（三親等）による場合
 - (4) 感染症による出席停止など学校の指示による場合
 - (5) その他の校長が特別認めた場合
- 3 追試験又は追実習を受け、これに合格した場合の成績評価は学則第11条第2項の規定にかかわらず、得点の8割とする。
 - 4 追試験は1科目につき1回限り受けることができる。
 - 5 追実習の実施期間は長期休暇中とする。
 - 6 追試験で不合格になった場合は再試験、再実習を受けることができる。

(補習講義)

- 第4条 第2条第3項の規定による補習を受けるようとする者は、補習願（【成】第2様式）を提出し、校長の許可を受けるものとする。
- 2 第2条第3項中の、その理由が正当なものと認めるとは、前条第2項の各号に掲げの場合と同様の理由による者とする。

(再試験・再実習)

- 第5条 第2条第4項の規定による再試験又は再実習を受けようとする者は、再試験願・再実習願（【成】第3様式）に再試験・再実習料を添えて期日まで提出し、校長の許可を受けるものとする。
- 2 再試験又は再実習は、科目試験・実習成績が合格点に達しなかった者及び追試験の結果合格点に達しなかった者について行う。
 - 3 1科目を複数の講師が担当する場合の再試験については、科目試験と同様に行う。
 - 4 再試験は1科目において原則として1回限り受けることができる。
 - 5 再試験又は再実習を受け、これに合格した場合の成績評価は第2条第1項の規定にかかわらず、可(60点)とする。
 - 6 再実習の実施期間は原則として長期休暇中とする。
 - 7 再試料、臨地実習における再実習料は入学金・授業料・各種手数料等に関する事項に定める。

(単位不認定者の再履修)

- 第6条 学則12条第4項の規定により再試験・再実習で成績評価が60点未満で不合格となり単位が不認定となった授業科目を、再履修しようとする者は、当該科目につき再履修願（【成】第4様式）に入学金・授業料・各種手数料等に関する事項に定める再履修料を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

但し、校長はその扱いについては別途決定することができる。

- 2 校長は再履修許可書（【成】第5様式）を当該学生に通知する。
- 3 再履修許可を受けた学生への履修の通達事項については別に定める。

（卒業認定）

第7条 校長は、学則第5条に規定する修学年限以上を在学し、学則別表第1号に掲げる授業科目の全ての単位を修得した者の卒業認定については、単位・卒業認定会議を経て認定する。

（成績の通知）

第8条 校長は、成績及び授業の出席状況を次の学年が始まる前に本人・保護者に成績を通知する。

（既修得単位の認定）

第9条 学則第12条第2項に規定する単位の認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書（【成】第6様式）に、単位の認定を受けたい科目の単位取得の成績証明書及び教育内容が明確に記載されている講義実施要項・授業計画等を添付し、指定期日までに申請しなければならない。

- 2 校長は単位認定の申し出があった場合は、単位・卒業認定会議を経て単位を認定する。
- 3 校長は認定された科目については既修得単位認定通知書（【成】第7様式）により当該学生へ通知する。
- 4 認定された単位を学籍簿に記入する際は、評価欄に「認」を記す。

第2章 成績評価、単位の認定及び卒業に関する事項

(科目履修にかかわる制限)

第1条 次の各号の条件を満たした場合は、各号に掲げる科目履修に進むことができる。

- (1) 1年次の基礎看護学実習Ⅰの単位修得ができた場合、2年次の科目
- (2) 2年次の基礎看護学実習Ⅱの単位修得ができた場合、成人看護学実習Ⅰ、Ⅱ、老年看護学実習Ⅰ

(成績評価の基準)

第2条 科目の成績評価は、1科目100点満点として優(80点以上)、良(70点以上79点以下)、可(60点以上69点以下)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。

- 2 授業の出席時間数が別表第1号に掲げる各授業科目時間数の3分の2の出席をもって評価を受けることができる。
- 3 前項に達しなく評価を受けられない場合でも、その理由が正当なものであり、校長が必要と認めた補習を行った場合は、この限りではない。
- 4 科目試験の成績が第1項に規定する合格に達しない者に対しては、当該授業科目について再試験、再実習を行うことができる。
- 5 科目試験を欠席した者又は臨地実習の出席時間数が3分の2に達しないため評価を受けられない者で、その欠席の理由が正当であると認められる場合は、追試験又は追実習を行うことができる。
- 6 科目試験は1科目45分で実施し、100点満点とする。
- 7 授業時間とテスト時間の取扱については、テスト時間は講義時間に含まない。
- 8 科目試験は授業科目終了毎に行う。
- 9 1科目の試験は試験開始から15分以内の遅刻は受験することができる。
- 10 1科目を複数講師が担当する場合はその科目の3分の2以上の出席があれば試験を受けることができる。
- 11 1科目を複数講師が担当する場合は、合計100点満点とし、各々の講師に按分し複数講師全体による評価とする。

(追試験・追実習)

第3条 前条第5項の規定による追試験又は追実習を受けようとする者は、追試験願・追実習願(【成】第1様式)を期日までに提出し、校長の許可を受けるものとする。

- 2 前条5項中の、その欠席の理由が正当であると認められる場合は、次に掲げる理由とする。ただし、事前連絡を原則とする。

- (1) 本人の病気による欠席の場合
 - (2) 災害等不測の事態により通常の通学手段による交通事故障害の場合
 - (3) 近親者の死亡（三親等）による場合
 - (4) 感染症による出席停止など学校の指示による場合
 - (5) その他の校長が特別認めた場合
- 3 追試験又は追実習を受け、これに合格した場合の成績評価は学則第11条第2項の規定にかかわらず、得点の8割とする。
 - 4 追試験は1科目につき1回限り受けることができる。
 - 5 追実習の実施期間は長期休暇中とする。
 - 6 追試験で不合格になった場合は再試験、再実習を受けることができる。

(補習講義)

- 第4条 第2条第3項の規定による補習を受けるようとする者は、補習願（【成】第2様式）を提出し、校長の許可を受けるものとする。
- 2 第2条第3項中の、その理由が正当なものと認めるとは、前条第2項の各号に掲げる場合と同様の理由による者とする。

(再試験・再実習)

- 第5条 第2条第4項の規定による再試験又は再実習を受けようとする者は、再試験願・再実習願（【成】第3様式）に再試験・再実習料を添えて期日まで提出し、校長の許可を受けるものとする。
- 2 再試験又は再実習は、科目試験・実習成績が合格点に達しなかった者及び追試験の結果合格点に達しなかった者について行う。
 - 3 1科目を複数の講師が担当する場合の再試験については、科目試験と同様に行う。
 - 4 再試験は1科目において原則として1回限り受けることができる。
 - 5 再試験又は再実習を受け、これに合格した場合の成績評価は第2条第1項の規定にかかわらず、可(60点)とする。
 - 6 再実習の実施期間は長期休暇中とする。
 - 7 再試料、臨地実習における再実習料は入学金・授業料・各種手数料等に関する事項に定める。

(単位不認定者の再履修)

- 第6条 学則12条第4項の規定により再試験・再実習で成績評価が60点未満で不合格となり単位が不認定となった授業科目を、再履修しようとする者は、当該科目につき再履修願（【成】第4様式）に入学金・授業料・各種手数料等に関する事項に定める再履修料を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 校長は再履修許可書（【成】第5様式）を当該学生に通知する。
- 3 再履修許可を受けた学生への履修の通達事項については別に定める。

（卒業認定）

第7条 校長は、学則第5条に規定する修学年限以上を在学し、学則別表第1号に掲げる授業科目の全ての単位を修得した者の卒業認定については、単位・卒業認定会議を経て認定する。

（成績の通知）

第8条 校長は、成績及び授業の出席状況を次の学年が始まる前に本人・保護者に成績を通知する。

（既修得単位の認定）

- 第9条 学則第12条第2項に規定する単位の認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書（【成】第6様式）に、単位の認定を受けたい科目の単位取得の成績証明書及び教育内容が明確に記載されている講義実施要項・授業計画等を添付し、指定期日までに申請しなければならない。
- 2 校長は単位認定の申し出があった場合は、単位・卒業認定会議を経て単位を認定する。
 - 3 校長は認定された科目については既修得単位認定通知書（【成】第7様式）により当該学生へ通知する。
 - 4 認定された単位を学籍簿に記入する際は、評価欄に「認」を記す。